

# せいそう 労働者 速報

2025年11月14日  
No. 1237  
東京清掃労働組合  
企画・総務局

区長会総会要請行動

## 速やかに具体的な方策を示すよう求める

特別区人事委員会勧告が出されて以降、本部・地連・(総)支部がそれぞれの立場でしっかりと要請等を行い、我われの闘う姿勢を示し、組合員の切実な声をぶつけてきました。本日11月14日(金)、わが組合は区長会総会に合わせて迫力ある座り込み行動を展開するとともに、区長会に対して要請行動を行いました。



要請内容は①賃金改定②清掃職員に係る人事・給与制度の改善③再任用職員の待遇改善、以上の3点について、わが組合があらゆる場面で繰り返し主張してきたことを、改めて区長会総会の場において各区長に直接要請しました。区長会会長の発言には、わが組合の要求に対する踏み込んだ回答は一切なく、「慎重に検討してまいりたい」という回答に終始する形となりました。

迫力ある座り込み行動を背景にした我われの怒りの要請は、直接各区長に伝わったのではないかと思います。区長会が山場と設定してきている日まで残りわずかとなっていますが、最後の最後まで我われの要求を訴え続けましょう！





2025年11月14日

特別区長会 会長  
吉住 健一 様

東京清掃労働組合

中央執行委員長 多田 修一郎



要 請

日頃から特別区政発展と職員の処遇改善のためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

本日は、私ども東京清掃労働組合からの要請に貴重な時間を割いていただいたことに感謝を申し上げ、2025年度の賃金等の改定に関する要請をさせていただきます。

はじめに、賃金改定についてです。

本年の人事委員会勧告では、私どもが長年要求してきた公民比較における対象企業規模が回復され、月例給について公民較差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員も昨年を大幅に上回る引上げとし、一時金については0.05月の引上げとしました。

世代間の給与配分の適正化は一定の改善が図られましたが、国よりも低い特別区職員の賃金水準の回復には到底至っておらず、物価上昇に追いつかない引上げ勧告であると言わざるを得ません。

また、特別区の職員規模を考慮して、公民比較対象となる企業規模を1,000人以上としなければ、都道府県別の民間賃金水準が最も高い東京において、人材獲得競争で競合する大企業には太刀打ちできません。

地方公務員法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられている



のは「生計費」です。この生計費原則を重視し、他団体を下回る賃金水準を回復・上昇させるとともに、全ての職員に対し物価上昇分を上回る月例給及び一時金の大幅な引上げを強く求めます。

次に、清掃職員に係る人事・給与制度の改善についてです。

区長会とは、昨年の賃金確定交渉以降、清掃職員の安定的な人材確保に向け、魅力ある賃金水準を始めとした新たな人事制度のあり方について、課題を共有するとともに、早期の決着をめざして精力的に協議を重ねてきました。

そして、先月24日の団体交渉において「技能・業務系職員に係る人事・給与制度の見直しについて（案）」が示され、11月6日の団体交渉では、「業務職給料表の改正について（骨子）」により、新たな給料表の基本的な考え方が示されました。

区長会からの提案内容等については、私どもの主張を踏まえたものであることから、一定の評価をしているところであります。

しかし、皆さん方から示された「差額支給の終了」という一方的な提案は断じて受け入れることはできません。差額支給者の区政に対する長年の貢献等も踏まえ、不利益を防ぐための確実な対策を強く求めます。

この間、清掃職員は、理不尽な制度改革により賃金が低下し続けていても、感染症の拡大時や自然災害時、また、尋常ではない夏の酷暑や、凍つく冬の酷寒の中でも、区民の生活環境の維持のために、通常業務を遂行してきました。

私どもは、こうした清掃職場特有の職務実態を正当に賃金へ反映していただけていないことに、不満を募らせております。

改めて、速やかに改定業務職給料表を提示するとともに、新しい業

務職給料表については、7割措置後の月例給と再任用月例給との逆転現象を解消するとともに、これまでの不当な引下げ分の回復に加え、物価上昇分も加味した引上げを行うよう強く求めます。

次に、再任用職員の処遇改善についてです。

再任用職員の一時金について、60歳超の常勤職員と比較し、それまで培ってきた能力や経験を活用した業務遂行を求められる点は変わらないにもかかわらず、支給月数が下回ることは、著しい不均衡があります。また、会計年度任用職員と比較しても、一時金の支給月数は下回っており、年収ベースでも逆転現象が生じています。

さらに、鳥取県や新潟市では、人事委員会が再任用職員の一時金の支給月数を、常勤職員と同月数にするよう勧告したほか、東京の多摩地域における、いくつかの自治体では、労使交渉により改善が図られているとの報告を受けています。

このような自治体における改善に係る判断根拠・理由として、「人材確保」が挙げられており、特別区においても、長年培ってきた技術・技能を後輩に継承する再任用職員の人材確保は、非常に重要であります。区長会として、再任用職員に係る一時金の改善が早期に図られるよう、自主性・主体性を持った検討を強く求めます。

要請の時間が限られ、その他の課題について説明することは、かないませんが、詳細については、専門委員会交渉等で私どもの考えを伝えておりますので、是非、お聞きいただきたいと思います。

速やかに、課題解決への具体的な方策を示していただくよう求めます。

私からは以上です。

令和7年11月14日

### 清掃労組の区長会要請に対する会長発言（案）

ただいま、皆さんから、要請をいただきました。この内容は、直ちに、交渉委員に伝えます。

10月24日にいただいた皆さんの要求については、現在、統一交渉の場で精力的に協議しているところですが、私から、本年の主な交渉課題の検討状況について、申し上げます。

はじめに、給与改定について申し上げます。

平成3年以來、34年振りとなる3%を超える公民較差の解消や全国で最も高い状況が続く特別給の年間支給月数など、本年の人事委員会勧告の取扱いについては、勧告制度の趣旨を踏まえて判断する必要があると考えております。

加えて、特別区の置かれた厳しい諸状況を始め、国や他団体、民間の動向、そして、職員の適正な給与・勤務条件の確保といった観点も十分に勘案して、区民の皆様の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、新たな業務職給料表については、皆さんからの要求内容のほか、人材確保の観点や、世代間の給与配分の適正化等の観点から、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、高年齢層職員の給与処遇については、その能力及び経験の活用に資するよう、特別区が取り得る対応について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、区政の最前線で奮闘いただいている職員の皆さんに、特別区長会として、御礼申し上げます。私どもは、今後も皆さんと誠意をもって、精力的に協議を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。